

「東御市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画
平成30年度～平成32年度」に基づく 事業評価 と 課題

基本理念 「共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち」
基本目標 1 元気で生きがいのある高齢社会を目指す
2 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

【評価】

- 1 → 事業計画期間で、取り組みができていない
2 → " 概ね(50%程度)しか取り組むことができなかった
3 → " 概ね(70%程度)、取り組むことができた
4 → " 目標通り(90-100%程度)の成果があがった
5 → " 予定以上(100%を超える)の成果が上がった

個別指標「各論」	概要	No.	計画時 課題	評価(取組内容)	区分	次期計画への課題
第1章 地域包括ケアシステムの構築に向けて 第1節 地域包括ケアシステムの概要 第2節 在宅医療・介護連携の推進 第3節 認知症施策の推進 第4節 権利擁護の推進 第5節 生活支援・介護予防サービスの構築	地域包括支援センターが連携のコーディネーター役となり、地域包括ケアシステムの構築を推進します。 病気になったときには医療サービスを、介護が必要になったときには介護サービスを本人の状態に合わせて活用しながら地域での暮らしを続けることを支えます。	1	課題解決できる職種毎の質の向上や情報を共有できる相談窓口などが必要です。また、地域ケア会議を開催し、問題解決ができ、困難事例や地域課題について検討をしておくことが求められています。(P35)	<u>取組</u> 多職種連携会議及び地域ケア推進会議等が定期的開催され、地域課題として「在宅での看取り」等が上げられました。また、医療と介護の連携については、医療と介護が一括で相談を受け付けることができる窓口の必要性により、体制づくりに取り掛かり始めました。 <u>評価</u> 職種毎の質の向上や情報を共有できる体制ができつつあり、医療と介護の連携についての課題も認識されました。	3	①医療と介護の総合相談窓口の設置及び運営 ②在宅での看取りを可能にする基盤整備 ③生活支援協議体を中心とした地域住民に対しての「在宅での看取り」についての啓発及び課題整理

		2	<p>認知症は介護保険申請時の原因疾患で上位であり、今後も増大すると推測されるため、認知症の相談窓口の周知や、認知症の早期発見・早期治療につながる取組みに力を入れる必要があります。(P36)</p>	<p>取組 認知症施策として、脳いきいき教室や認知症カフェ、家族会の開催等、各区や地域に根差した教室を展開しました。東御市民病院と連携し、認知症初期集中支援チームが生まれ、定期的に検討会議を開催しました。</p> <p>評価 継続的に開催している脳いきいき教室等の開催数や参加者数が伸び悩み、支援の輪の広がりを見せていません。 また、認知症初期集中支援チームの取り組みで市民病院との連携が早期にとれる体制が構築できました。</p>	4	<p>①初期集中支援チームの啓発及び周知活動の活性化 ②認知症の人への接し方や、予防のための生活改善についての啓発の機会の増加 ③区の集まり等、地域内での居場所づくりの推進</p>
--	--	---	---	--	---	--

		3	<p>成年後見制度を必要とする方の増加が予想されることから、相談窓口の周知や後見制度の普及啓発が必要です。(P37)</p>	<p>取組</p> <p>上田圏域成年後見支援センターと連携し、個別のケースについての相談は充実してきています。また、後見制度の普及啓発については、市民向けの講演会の開催から個別で対応する相談会にシフトしたことで、相談の入り口としての機会の提供につながりました。</p> <p>評価</p> <p>上田圏域成年後見支援センターと協力し、より積極的な普及啓発活動が必要です。</p>	4	<p>①上田圏域成年後見支援センターと共同による講演会、研修会を開催し、参加機会の増加</p>
--	--	---	--	--	---	---

		4	<p>生活支援協議体や生活支援コーディネーターによる社会資源の発掘・育成、ニーズとサービスをつなぐ活動の展開が求められています。 (P38)</p>	<p>取組 生活支援協議体、生活支援コーディネーター、地域づくりの会で検討を始め、昨年度から滋野地区においてモデル的に始動し始めた。今後、他地区でも同様に検討を進めていきます。</p> <p>評価 各支区でも独自の団体や集まりが立ち上がってきており、先進的な支区の活動を報告会にて紹介することで、他支区への広がりきっかけづくりとしています。一方で、地域住民だけの継続的な運営は困難であることから、定期的な支援・見守りが必要です。</p>	3	<p>①地域で活動の中心となる人材の育成 ②生活支援協議体、生活支援コーディネーター、地域づくりの会によるニーズ把握及び整理を進め、市民自らが活動できる内容を提示し、住民活動のきっかけの提供</p>
--	--	---	--	--	---	---

<p>第2章 高齢者福祉事業</p> <p>第1節 高齢者福祉事業の概要</p> <p>第2節 生きがいくくり・社会参加の促進</p> <p>第3節 在宅福祉サービス</p> <p>第4節 施設福祉サービス</p>	<p>高齢者が健康で活動的な生活を続けるため、また、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、高齢者一人ひとりの心身や生活に対応した多様なサービスを提供することにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支えていきます。</p>	<p>5</p>	<p>高齢者クラブやシルバー人材センターなど、高齢者が主となって活動できる場所が確保されている反面、活動場所の多様化に伴い、会員数が年々減少しています。</p> <p>高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、地域活動等を通し生きがいや役割を見出すことができるような支援が必要となります。</p> <p>(P41, 42)</p>	<p>取組</p> <p>高齢者クラブは、高齢者の就業率増加や会員の高齢化により、役員のなり手がおらず休会という形をとる単位クラブが多いです。</p> <p>また、シルバー人材センターの安定的な運営や就業機会の確保を支援してきました。</p> <p>評価</p> <p>高齢者クラブ連合会や単位クラブが行う社会福祉活動や健康増進事業の活動支援、助成を行う活動は形骸化しており、主体的に動けるような支援が必要です。</p> <p>シルバー人材センターにおいては、地域社会の活性化に貢献しており、働くことを通じて生きがいを得る循環であると考えます。</p>	<p>3</p>	<p>①高齢者クラブが主体的に動ける支援</p> <p>②会員が活動しやすくなるための負担軽減</p> <p>③シルバー人材センターを通じた就労支援の強化</p>
---	---	----------	---	--	----------	---

		<p>6 ひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増加しています。住み慣れた地域で安全で安心して、自立した生活ができるような支援が必要となります。 (P43, 44)</p>	<p>取組 在宅福祉サービスとして、自立した生活を支援するための事業と家庭での介護を支援するための事業を設け、取り組んできました。</p> <p>【自立した生活を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修に必要な費用の一部助成 <p>【家庭での介護を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問理美容サービスの訪問費用を助成 ・寝たきり高齢者希望の旅の事業費を助成 ・家庭介護者に対する慰労金の給付事業 ・緊急宿泊支援事業 ・高齢者台帳の整備・更新 <p>評価 要介護者の認定数の推移を見極めながら、申請しやすいような後支えを行う必要があります。</p>	<p>3 ①要介護者の認定数の推移を考慮した、申請しやすいような後支え ②より広範囲にわたる訪問理美容サービスなどの周知</p>
--	--	--	--	--

<p>第3章 地域支援事業</p> <p>第1節 地域支援事業の概要</p> <p>第2節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進</p> <p>第3節 包括的支援事業の推進</p> <p>第4節 任意事業の推進</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で、自分の力で活動的な生涯を送りたいという願いをかなえるため、一人ひとりの状況に応じた予防活動の提案や、高齢者自身が積極的に介護予防に繋がる活動に取り組めるよう支援します。</p>	<p>7</p>	<p>今後高齢化率や要支援認定者の増加が見込まれます。健康寿命の延伸を図ると共に要介護状態にならずに、自立した生活を続けるためには、主体的な介護予防活動が必要です。(P48)</p>	<p>取組</p> <p>一般介護予防教室、健脚度測定、ずくだし教室では、健康を維持し、筋力低下を防ぎ、重症化しない取り組みを実施しています。また、自身の介護予防とともに、地域で「主体的な活動ができていること」が元気で長生きにつながることを啓発しています。コロナ禍においても毎日エフエムとうみで「ずくさち体操」を放送し、市報やユーチューブ等のメディアを通じて介護予防活動の必要性の啓発をしています。</p> <p>評価</p> <p>介護予防に取り組む通いの場が少しずつ増え、現在5カ所で開催されています。しかしながら、一般介護予防教室は参加者が固定されている傾向で、新たな参加者を取り込む方策が必要です。</p>	<p>3</p> <p>①参加していない方の健康状況の把握</p> <p>②健脚度測定や脳いきいき教室、ずくだし教室が全区に広がる取組</p> <p>③介護予防活動の内容の周知</p> <p>④後期高齢者健診における問診項目のフレイルに関する問診結果と介護予防との連携</p>
---	--	----------	---	---	--

		8	<p>一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加が続いています。</p> <p>要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活支援が受けられるような支援体制の整備が必要です。(P49)</p>	<p>取組</p> <p>高齢者のみ世帯は、高齢者実態調査により支援の強化をしており、その人らしい生活を支えるため、ケアマネネット部会の開催等により介護支援専門員と地域包括支援センターとの連携を深め、自立支援に資するケアマネジメントを行っています。</p> <p>評価</p> <p>介護保険認定率の推移等より、在宅での介護や医療サービスを受けられる体制を整える必要があります。</p>	3	<p>① 看取りまで含めた在宅での医療・介護サービスを一体的に受けられる体制づくり・市民への周知</p>
--	--	---	--	---	---	--

		9	<p>要介護認定の原因疾患の多くは認知症です。 認知症の方やご家族が暮らしやすい環境づくりが必要です。(P50)</p>	<p>取組 認知症サポーター養成講座、その後のサポーターのフォローアップ講座や、ステップアップ講座を開催しました。また、要介護認定者へ介護サービスが適切に供給され、安定したサービスが受けられるためのケアプラン点検を実施しています。また、介護給付によらない、在宅介護者を支える事業、成年後見制度の利用にかかる費用の助成、配食サービスの提供による食の自立支援を実施し、高齢者や高齢者を周囲で支えている方の支援に努めています。</p> <p>評価 地域の支援者の育成に力を入れ、認知症サポーターが着実に増加している等の成果が上がっています。</p>	4	<p>①地域で認知症を支えるためのチームオレンジを立ち上げられるシステムの構築 ② 成年後見制度の費用助成についての周知 ③ 配食制度における利用者の基準等の見直し</p>
--	--	---	--	---	---	--

<p>第4章 介護保険事業</p> <p>第1節 介護保険事業の概要</p> <p>第2節 介護保険サービスの料の推計</p> <p>第3節 介護保険サービスの基盤整備</p> <p>第4節 介護給付の適正化</p> <p>第5節 事業所の指導・監督</p> <p>第6節 低所得者の負担軽減策</p> <p>第7節 相談・苦情への対応</p>	<p>高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援認定者数及び介護給付費は増加傾向にありましたが、第6期事業計画の期間においては横ばいもしくは微減に転じています。しかし、今後も高齢者人口は増加し、特に後期高齢者は団塊の世代が75歳以上になる令和7年度にかけて大幅な増加が見込まれるため、再び認定者数と介護給付費は共に増加に転じるものと考えられます。</p>	<p>10</p>	<p>自宅での生活の継続に必要な一時入所サービスや訪問系在宅サービス等の充実を求める意見が多くあります。今後は介護離職の防止も欠くことのできない視点であり、「通い」「訪問」「泊まり」のサービスを柔軟に組み合わせて利用できる小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の充実を図る必要があります。（P65, 66）</p>	<p>取組</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所をそれぞれ1事業所ずつ整備を進めています。※令和元年度に事業者の公募を行い、指定予定事業者を選定しました。2事業所とも令和2年度中の開所を目指して整備を進めています。</p> <p>評価</p> <p>「通い」「訪問」「泊まり」のサービスを柔軟に組み合わせられる小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の充実が図られることで、在宅限界を引き上げる効果が期待できます。今後の介護需要の見込量が、この事業所整備によってどの程度充足されるかを見極めた上で、第8期計画期間における事業所整備を検討する必要があります。</p>	<p>4</p>	<p>①第8期計画期間における事業所整備の検討</p>
--	---	-----------	--	---	----------	-----------------------------

		11	<p>高齢化と核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯が増加しています。</p> <p>市内では介護付有料老人ホーム（特定施設）は未整備であるため、住宅型有料老人ホームを含めて民間事業者の参入について検討を進める必要があります。（P65）</p>	<p>取組</p> <p>介護付有料老人ホーム（特定施設）については、建設整備の動きはありません。しかし、特定施設の指定を受けない住宅型有料老人ホームは、令和元年度に1施設が開所し、令和2年度も1施設が開所予定で、令和2年度末には計3施設になる見通しです。</p> <p>評価</p> <p>新たな住宅型有料老人ホームの開所により、多様な介護ニーズに対応し得る基盤が整備されつつあります。</p> <p>市内では、介護付有料老人ホーム（特定施設）の整備は進んでいないが、隣市では同施設が増加傾向にあり、住宅型有料老人ホームを含めて入居定員を把握し、今後の方向性を検討する必要があります。</p>	2	<p>①既存の住宅型有料老人ホームの特定施設への移行の検討</p> <p>②有料老人ホームの質の確保</p>
--	--	----	---	---	---	--

		12	<p>介護給付に要する費用が増大し、介護保険料の負担も増える中、介護保険制度に対する信頼性と持続可能性を確保するためには、真に必要とするサービスを適切に給付し費用に対する効果を高めていくこと必要です。また、平成30年度には居宅介護支援事業所の指定・指導監督の権限が市町村に移譲されるため、サービスの質の向上に向けた保険者の取り組みがより一層求められています。(P67～71)</p>	<p>取組 介護給付の適正化については、 ①要介護認定の適正化 ②ケアプラン点検 ③住宅改修等の点検 ④縦覧点検・医療情報との突合 ⑤介護給付費通知 の主要5事業を実施してきました。 また、事業所の指導・監督については、事業所指定の更新時に 実地指導を行い、サービスの質の確保に努めてきました。</p> <p>評価 介護給付の適正化については、 主要5事業に取り組むことで、 不適切な介護給付費の算定の是正を図ることができています。 事業所の指導・監督については、 実地指導で分かった好事例や注意点を他の事業所にも周知する場として 集団指導等の取組が求められています。</p>	4	<p>①サービスの質の確保をより一層進めるための集団指導の実施</p>
--	--	----	---	---	---	-------------------------------------

		13	<p>経済的理由により介護サービスの利用を控えることがないよう、低所得者に対する利用者負担の軽減を図る必要があります。(P72)</p>	<p>取組 生計困難者等が介護保険サービスを利用できるよう社会福祉法人と連携して、「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業」を実施しました。</p> <p>評価 利用者負担軽減制度の利用により、介護依存度の大きい生計困難者でも必要な介護サービスを利用することが可能となっています。</p>	4	①利用者負担軽減制度の維持・継続
--	--	----	--	--	---	------------------